

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社ハイディ日高と称し、英文では HIDAY HIDAKA Corp. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. 中華麺類の製造販売
3. 餃子、シュウマイ、惣菜類の製造販売
4. 調味料等食料品の販売
5. 生鮮食料品の販売
6. 飲食店の経営コンサルティング業務及びフランチャイズ事業
7. 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,488万株とする。

### (単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役、取締役会および執行役員

### (員数)

- 第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

### (選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。
- 5 前項の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### (任期)

- 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定め、必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### (取締役会の招集権者および議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す

ることができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によつて、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠つたことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第 28 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。

2 取締役会は、その決議によって執行役員の中から役付執行役員を定めることができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(選任)

第32条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第45回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠つたことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつ

て免除することができる。

## 定款施行・改定履歴

- ①この定款は、1983年10月18日より施行する。
- ②この定款は、1995年9月1日付けで改定、施行する。
- ③この定款は、1996年1月23日付けで改定、施行する。
- ④この定款は、1996年5月30日付けで改定、施行する。
- ⑤この定款は、1997年5月28日付けで改定、施行する。
- ⑥この定款は、1998年6月1日付けで改定、施行する。
- ⑦この定款は、1999年6月1日付けで改定、施行する。
- ⑧この定款は、2000年5月26日付けで改定、施行する。
- ⑨この定款は、2002年5月24日付けで改定、施行する。
- ⑩この定款は、2003年5月23日付けで改定、施行する。
- ⑪この定款は、2004年5月28日付けで改定、施行する。
- ⑫この定款は、2005年5月27日付けで改定、施行する。
- ⑬この定款は、2005年10月20日付けで改定、施行する。
- ⑭この定款は、2006年5月26日付けで改定、施行する。
- ⑮この定款は、2009年5月27日付けで改定、施行する。
- ⑯この定款は、2012年5月25日付けで改定、施行する。
- ⑰この定款は、2015年5月27日付けで改定、施行する。
- ⑱この定款は、2016年5月25日付けで改定、施行する。
- ⑲この定款は、2018年3月1日付けで改定、施行する。
- ⑳この定款は、2019年3月1日付けで改定、施行する。
- ㉑この定款は、2022年5月26日付けで改定、施行する。
- ㉒この定款は、2023年5月24日付けで改定、施行する。